

## 令和4年度事業計画

本会定款第3条の目的及び第4条に規定する諸事業について実施することとする。これらの趣旨・理由は次のとおりである。

### 公益目的事業 人と動物が共生する社会環境の健全な発展を目的とする事業

人と動物の共通感染症を予防し、人と動物が安心して生活できる社会環境を整えていくために、家畜の伝染病を予防し、安心・安全な畜産物を生産して県民の食生活の向上に寄与する。そして事業を推進するため、日常の業務を通じた調査・研究を発表することや、獣医療技術の研鑽は重要であるため各種学会への参加及び専門研修会を開催する。また県民への啓発も重要であることから市民公開講座を開催する。さらには、動物を飼育する際、愛護とともに適切な管理が重要であることに鑑み動物愛護ふれあいフェスティバルを開催するとともに、動物ふれあい教室等を通じ動物愛護情操教育を展開する。

#### 概要

##### 1 狂犬病予防事業

人と動物の共通感染症である狂犬病は、罹患した犬等に咬まれることにより人が感染し、発症すれば、ほぼ100%死亡する恐ろしい疾病である。狂犬病予防事業は、法に基づき県・市町村・本会の連携のもと、本事業を的確に推進するため本会と市町村が業務委託契約を締結し、飼主の利便性を考慮し、毎年集合注射を実施するとともに診療施設内での個別注射を行う。

##### 2 学会

小動物・産業動物・公衆衛生分野に大別される職域獣医師が各々の学会において日常業務における調査・研究事例の発表等を行うため関東・東京合同地区三学会、日本獣医学会に参画する。さらに、群馬県獣医師会小動物学術大会を開催する。

##### 3 講習会・研修会

学会の伝達講習も含め、下記の講習会等を開催する。

###### (1) 産業動物講習会

高病原性鳥インフルエンザ等の伝染病予防・家畜の診療・治療などの業務に携わる獣医師の獣医療技術の研鑽をはかる。人と家畜の共通感染症の予防、畜産農家への飼養衛生管理技術の向上及び家畜の損耗防止等を指導することにより畜産の振興並びに安心・安全な畜産物の生産をはかり、県民の食生活の向上に資することを目的に、主として産業動物に関連する獣医師等を対象とした講習会、セミナー等を開催する。

###### (2) 小動物講習会

小動物に関する獣医療技術の向上、小動物にかかわる公衆衛生及び生活環境の保全・向上等をはかることにより、人と動物の健全かつ豊かな生活と福祉の増進に資することを目的に小動物に関連する獣医師等を対象とした講習会、セミナー等を開催する。

###### (3) 狂犬病予防業務従事者講習会

狂犬病予防事業に従事する会員及び関係者を対象に、狂犬病予防実施要領、同実施心得の周知・再確認並びに本疾病の発生予防等に資するための講習会、セミナー等を開催する。

###### (4) その他の講習会、セミナー等の開催

動物の看護等に従事する技術者の資質向上、看護技術の向上に資するためのスタッフ講習

会・セミナー等を開催する。また、近年の異常気象による自然災害の多発は、人と動物が安心して生活できる社会環境の構築に大きな障害となっている。災害発生時の動物救護マニュアルの策定と普及・啓発は喫緊であり、迅速な動物救護活動に資するための検討会・セミナー等を開催し、災害発生時に対応できる専門ボランティアスタッフを養成する。また、緊急災害時には被災地の動物救護のために、動物診療施設および避難所等における被災動物の診療、一時預かり、飼育相談等を実施する。

#### 4 公開講座

人と動物が共生する社会環境の健全な発展を目的とした一般県民向けの公開講座を開催する。

#### 5 福祉介助犬ワクチン接種支援事業

障害者の自立支援、障害者福祉の向上及び経済的負担の軽減をはかるため、狂犬病予防ワクチン接種費用を免除する。

#### 6 動物愛護ふれあいフェスティバルの開催

県と共催、県内各動物愛護団体等の協力を得て動物愛護週間にちなみ動物愛護ふれあいフェスティバルを開催する。

#### 7 不妊・去勢手術及び個体識別登録（マイクロチップ装着）助成事業

野良犬、野良猫や飼い切れない等の理由で処分される不幸な動物を減らすため、動物愛護ふれあいフェスティバルにおける「子犬・子猫の譲渡コーナー」等で譲渡する際に不妊・去勢助成利用券を発行するとともに動物福祉適正管理支援事業として個体識別登録（マイクロチップ装着）普及の一環として一般県民にその費用の一部助成を行う。

#### 8 動物を介した「子ども」の情操教育にかかる事業

幼稚園・保育所・小学校等の児童を対象に子ども達と動物の適切な関係作りを通じて、命を大切にする生命観の形成、他を思いやる心の醸成等、児童の情操教育に資するため県との委託契約に基づき動物ふれあい教室事業を実施する。

#### 9 負傷・傷病動物の保護・収容事業

飼主不明の（野生鳥獣を含む）の負傷・傷病動物が動物病院に搬入された場合、その応急措置等とともに保護・収容事業を県及び保健所設置市との委託契約に基づき実施する。また、鳥インフルエンザ等の罹患が疑われる動物の検査等を県との委託契約に基づき実施する。

#### 10 動物管理委託事業

県及び保健所設置市との業務委託契約に基づき、各動物保管施設において保管動物の健康管理、応急措置、衛生状態の確保を図る業務並びに県委託の飼い主のいない猫対策支援事業を実施する。

### 収益事業 獣医療証明書等販売事業

下記の獣医療証明書等を会員及び非会員に販売する。

- ①予防接種証明書（A様式）
- ②予防接種証明書（B様式）
- ③動物用医薬品指示書
- ④狂犬病予防注射済証
- ⑤診断書
- ⑥同意書
- ⑦出荷制限期間指示書

**その他の事業 会員の福利厚生・相互扶助事業**

1. 会員の福利厚生事業
2. 会員の表彰推薦等にかかる事業
  - (1) 関東地区獣医師連合会会長表彰候補者推薦
  - (2) 日本獣医師会会長表彰候補者推薦
  - (3) 群馬県知事表彰候補者推薦
  - (4) 群馬県獣医師会会長表彰（学術表彰、獣医事功労表彰、役員功労表彰等）
  - (5) その他表彰候補者推薦
3. 会員の慶弔・見舞にかかる事業
  - (1) 病臥見舞
  - (2) 弔慰見舞
  - (3) 傘寿祝